

吸収分割に関する事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および  
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 3 月 2 日

株式会社 C A I C A

株式会社 C A I C A テクノロジーズ

2020年3月2日

## 吸収分割に関する事後開示事項

株式会社CAICA  
代表取締役社長 鈴木 伸

株式会社CAICAテクノロジーズ  
代表取締役社長 鈴木 伸

株式会社CAICA（旧商号：株式会社カイカ。以下「分割会社」といいます）および株式会社CAICAテクノロジーズ（旧商号：株式会社カイカ吸収分割準備会社。以下「承継会社」といいます）は、2019年12月25日に吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます）を締結し、2020年3月1日を効力発生日として、分割会社とその情報サービス事業（以下「本件分割対象事業」といいます）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2020年3月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）  
会社法第784条の2但書の規定により、分割会社に対して本件分割をやめることの請求権は生じません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）  
分割会社は、会社法第785条第1項第2号の規定により反対株主による株式の買取請求権は生じません。
  - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）  
分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 31 日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、分割会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社の株主による株式の買取請求はございません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 31 日付の官報及び個別の催告書により、債権者に対し公告及び催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社の本件分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額： 832 百万円 承継負債の額： 233 百万円

5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 3 月 2 日

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当する事項はございません。

以 上